

報道関係各位

2022年3月1日

がん対策総合機構

がん対策総合機構、がん対策基本法成立から15年のがん対策の取組を検証、5つの提言をまとめた『がん対策白書』発刊

認定特定非営利活動法人がんサポートコミュニティー（東京都港区、理事長：渥美隆之）の下部組織である、がん対策総合機構（機構長：片山和宏 市立貝塚病院総長／元大阪国際がんセンター副院長、英語表記：Cancer Policy Institute Japan、CPIJ）は本日、2006年の「がん対策基本法」成立からの15年間の日本のがん対策を検証するとともに、次の15年を見据え、取り組むべき課題を整理した「がん対策白書～がん対策基本法成立から15年を振り返る」を発行しました。

本白書は、垣添忠生（財団法人日本対がん協会会長、国立がんセンター名誉総長）を座長に、長期に渡り、がん治療やがん患者とその家族の支援等に従事してきた多くの専門家の有志がワーキンググループを設置、議論を重ねてきました。がん対策総合機構の設立に伴い、そのワーキンググループに改編される中での白書の発行となります。

「がん対策白書～がん対策基本法成立から15年を振り返る」の主なポイント

■ がん対策の15年 - 着実な前進と成果

- 75歳未満年齢調整死亡率 は92.4（2005年）から70.0（2019年）に低下し、多くのがん種のがん検診受診率が一例えば、女性の肺がん検診の受診率は23.0%から45.6%へ上昇した。
- がん医療の均てん化に向けた医療提供体制の整備が進み、全国の「がん診療連携拠点病院」の指定医療機関は現在、400施設超となり、全国15の医療機関が「小児がん拠点病院」として選定されている。
- がん対策基本法に基づき、厚生労働省のがん対策推進協議会においては患者・家族関係者の参加の機会が確保され、また一部都道府県のがん対策推進協議会では公募による委員の選任も行われるなど、がんに関わる政策形成への「患者・市民参画（Patient and Public Involvement: PPI）」が進展した。

■ がん対策の15年 - 次に取り組むべき課題

- 「がん対策推進基本計画」については、第一期（2007～11年度）から第三期（2017～22年度）に至る改定がなされる中で、「目標設定型」の計画 から、政策目標を数値により設定しない、いわば「理念型」の計画としての性格を強めており、事後的な成果の評価が困難となっている。
- 「第一期（2007～11年度）」及び「第二期（2012～16年度）」のいずれのがん対策推進基本計画も、政府内において期間終了後のインプット（投入資源）・アウトプット（活動実績）・アウトカ

ム(成果)等の評価・報告等がなされておらず、費用対効果の検証のあり方等に関しては課題が残る。

- 現在においても日本では、一部のがん種—例えば、成人のリンパ性・骨髄性悪性疾患など—の5年生存率が米国等に比して劣後している状況にある。これらのがん種については特に、治療開発等のさらなる進展が期待される。
- がん治療の均てん化に向けた取組に一定の成果が見られるものの、75歳未満年齢調整死亡率等の地域間格差は明確に存在しており、地域間の「がん格差」是正への取組は、さらなる拡充が求められる。
- 政策形成への「患者・市民参画(PPI)」に関しては、着実にその機会が拡大しつつあるものの、例えば英国等に比した場合、行政の政策会議における患者・家族関係者等の委員の選任制度に関わる透明性は低く、政策会議に参加する患者代表委員に対する研修等、そのエンパワーメントを図る仕組みも脆弱である。
- 緩和ケアについては鎮痛剤の利用環境等、その提供体制の拡充と質の向上に向けた一層の取組が期待される。

■ 提言

- ① 「がん対策推進基本計画」において、今後は対策のアウトカム(成果)の評価・検証を行えるよう、5年生存率等を含めて、数値目標を設定することが望ましい。都道府県の「がん対策推進計画」においても、数値目標を設定し、政策としてのアウトカム(成果)評価の可能な体系を目指すことが期待される。
- ② 都道府県の罹患率等に格差が存在し、同時に都道府県のがん対策の立案に係る組織体制にも差異のあることが明らかとなっていることから、例えば、米国の疾病予防管理センター(Centers for Disease Control and Prevention: CDC)による取組等を参考としつつ、日本においても都道府県の政策立案機能の一層の向上に向けた施策が求められる。同時に、政府においても他府県に劣後する状況にある都道府県への重点的な財政支援等のあり方につき、検討を進めることが期待される。
- ③ 国及び地方における「がん対策」の立案過程への患者参画に関しては、英国等の取組も参考としつつ、「患者代表委員の委嘱に係る基準や手続き等について、より透明性・公平性等の担保される制度を目指す」とともに、「患者代表のエンパワーメントを図る観点から、患者・家族代表委員への研修／情報提供に係る体制の充実を図る」ことが強く期待される。
- ④ がん患者の死亡率等の改善には、がんの早期発見や個人の行動変容による予防と並び、医薬品等の研究開発・治療開発が極めて重要である。「第四期がん対策推進基本計画」の策定に向け、例えば、がん対策推進協議会において2011年度から12年度にかけて開催された「がん研究専門委員会」における検討を再開すること、患者支援団体関係者ががん研究を取り巻く課題について意見交換を行う「リサーチ・アドボケート専門部会(仮称)」等の場を新たに設けることが強く期待される。
- ⑤ がん患者を取り巻く「治療と就労の両立」をはじめとする社会的課題には、がん以外の疾患領域の患者もまた直面する共通の課題も見受けられる。いわゆる「脳卒中・循環器病対策基本法」の成立等も踏まえ、がん以外の慢性疾患／生活習慣病等の患者及びその関係者も共通

して直面する心理・社会的課題への政策対応に関しては、他の疾患領域との協調的な政策形成、疾患の壁を超えた政策展開が、今後より一層進むことを期待したい。

ワーキンググループ座長の垣添忠生は以下のように述べています。「がん対策基本法が成立してから15年、三期にわたる基本計画が進められ、がん登録推進法の成立と相まって、我が国のがん対策は大きく進展しました。

しかし、基本計画が三期にわたって展開される中で、次第に対策の「目標」が明確に示されなくなりました。各期の成果の検証も、必ずしも徹底されてきませんでした。協議会には多くの患者代表委員が参加しましたが、委員への支援は決して十分ではなく、また選任の基準も明確ではありませんでした。

このような時代背景を踏まえて、がん対策基本法が成立して15年を機に、今般、その意義と残された課題を検証する白書を作成することになりました。がん対策に少なからず関わってきた者の一人として、私はこの白書の発行を機に、いくつかの期待 – 例えば、我が国で展開されてきたがん対策をあらためて歴史的に振り返ってもらいたい、がん対策基本法が制定された意義を検証するとともに、これから取り組まなければならない残された課題を明らかにし、解決への方向性を考えてもらいたい – を持って、がん対策総合機構の活動に参加しています」

なお、本白書のフルバージョンは、下記のがんサポートコミュニティーのホームページよりダウンロードすることができます。<https://csc-japan.org/cpij/>

がんサポートコミュニティーについて

認定特定非営利活動法人がんサポートコミュニティーは「がんとひとりで向き合わない社会」をめざす世界最大規模のがん患者支援組織Cancer Support Communityの日本支部として、2001年から地域コミュニティに根差したがん患者支援活動に取り組んでいます。詳しくはホームページをご覧ください。<https://csc-japan.org/>

がん対策総合機構について

がん対策総合機構は、米国本部 Cancer Support Community の下部組織である Cancer Policy Institute の日本版として、日本におけるがん対策の課題を解決することを目的に、認定特定非営利活動法人がんサポートコミュニティーが 2022 年 1 月に設立しました。がん対策総合機構はがんサポートコミュニティーとは独立した運営体制のもと、患者団体、医療従事者、アカデミック、企業などの利害関係者が集まり、日本におけるがん対策の在り方を議論するプラットフォームです。詳しくはホームページをご覧ください。<https://csc-japan.org/cpij/>

【お問い合わせ】

がん対策総合機構 (がんサポートコミュニティー気付)
TEL: 03-6809-1825 / FAX: 03-6809-1826